

男女共同参画会議 第10回重点方針専門調査会	資料 4
平成29年 9 月14日	

「女性活躍加速のための重点方針 2017」

I あらゆる分野における女性の活躍

1. 女性活躍に資する働き方改革の推進

b) テレワークの推進

(厚生労働省説明資料)

「女性活躍加速のための重点方針2017」該当箇所		通し番号 14
大項目	I	I. あらゆる分野における女性の活躍
中項目	1	1. 女性活躍に資する働き方改革の推進
小項目	(3)	(3)テレワークの推進
細項目	—	(3)テレワークの推進 テレワークを実施する際の労働関係法令の適用等の在り方を示すためのガイドラインを新たに策定し、周知を行うことにより適正な労務管理下における良質なテレワークの普及を図るとともに、サテライトオフィスを活用したモデル事業の実施や<u>テレワーク導入経費の助成等を行う。</u> (後略)
該当施策名 (事業名)	時間外労働等改善助成金(テレワークコース) (職場意識改善助成金より改称)	
該当施策の背景・目的	テレワークは、地方創生、女性活躍等の様々な観点からテレワークの推進が求められ、企業の生産性向上や雇用創出に結び付くものである。 中小企業においてはテレワークの導入は低調であることから、テレワークの導入に資金面で苦慮する中小企業についても本事業により支援を行うことで、良質なテレワークを普及させることを目的とする。	
該当施策の政策手段の分類	—	法令・制度改正
	—	税制改正要望
	○	予算
		30年度要求予算額: 113,400 千円
		29年度予算額: 72,000 千円
		28年度歳出予算現額※1: 145,800 千円
		28年度決算額: 48,004 千円
		使用割合: 32.9 %
	—	機構定員要求
	—	その他(具体的に)
		—
該当施策概要	テレワークを新規で導入する中小企業事業主や、テレワークの更なる活用を図る事業主に対して、機器の購入等導入経費の一部を助成する。	

「女性活躍加速のための重点方針2015」での関連施策(事業)	関連施策(事業)の通し番号※2		
	184		
「女性活躍加速のための重点方針2016」での関連施策(事業)	関連施策(事業)の通し番号※3		
	9		
「第4次男女共同参画基本計画」での関係分野	主に関係する分野・大項目		
	分野 一大項目	3-1	M字カーブ問題の解消等に向けたワーク・ライフ・バランス等の実現
	その他関係する分野・大項目等		
	分野 一大項目	1-1	
担当府省・担当課	厚生労働省		
	雇用環境・均等局 在宅労働課		

※1「予算現額」は、歳出予算額、前年度繰越額、予備費使用額及び流用等増減額を加除したもの。

※2「『女性活躍加速のための重点方針2015』での関連施策(事業)の通し番号」は、「『女性活躍加速のための重点方針2015』に係る平成28年度予算内容等について(平成28年1月)」での施策の整理上の番号を示す。

※3「『女性活躍加速のための重点方針2016』での関連施策(事業)の通し番号」は、「『女性活躍加速のための重点方針2016』に基づく平成29年度予算案等について(平成29年2月)」での施策の整理上の番号を示す。

「女性活躍加速のための重点方針2017」該当箇所			通し番号 15
大項目	I	I. あらゆる分野における女性の活躍	
中項目	1	1. 女性活躍に資する働き方改革の推進	
小項目	(3)	(3)テレワークの推進	
細項目	—	(3)テレワークの推進 テレワークを実施する際の労働関係法令の適用等の在り方を示すためのガイドラインを新たに策定し、周知を行うことにより適正な労務管理下における良質なテレワークの普及を図るとともに、サテライトオフィスを活用したモデル事業の実施やテレワーク導入経費の助成等を行う。 (後略)	
該当施策名 (事業名)		テレワーク等の普及促進事業	
該当施策の背景・目的		テレワークは、地方創生、女性活躍等の様々な観点からテレワークの推進が求められ、企業の生産性向上や雇用創出に結び付くものである。 テレワークによる働き方の中でも、住居地に近いサテライトオフィスでの働き方は、通勤時間が削減され、労働に係る総拘束時間が減少するため、育児と仕事との両立が図られる、在宅テレワークと比べ労働者にとって勤務のオン・オフにメリハリを付けることができる働き方となり、会社側にとっても労務管理を的確に行うことができるといったメリットがあることからこの普及を図る。	
該当施策の政策手段の分類		—	法令・制度改正
		—	税制改正要望
		○	予算
			30年度要求予算額：289,680 千円
			29年度予算額：351,122 千円
			28年度歳出予算現額※1 - 千円
			28年度決算額： - 千円
			使用割合： - %
		—	機構定員要求
		—	その他(具体的に)
			—
該当施策概要		モデル事業として首都圏等にサテライトオフィスを設置するとともに、その利用・運営状況を実証するため、専門家による検討委員会によりサテライトオフィスの有効な活用方法の在り方を示す。平成31年度まで実施。	

「女性活躍加速のための重点方針2015」での関連施策(事業)	関連施策(事業)の通し番号※2		
	-		
「女性活躍加速のための重点方針2016」での関連施策(事業)	関連施策(事業)の通し番号※3		
	9		
「第4次男女共同参画基本計画」での関係分野	主に関係する分野・大項目		
	分野 一大項目	3-1	M字カーブ問題の解消等に向けたワーク・ライフ・バランス等の実現
	その他関係する分野・大項目等		
	分野 一大項目	1-1	
担当府省・担当課	厚生労働省		
	雇用環境・均等局 在宅労働課		

※1「予算現額」は、歳出予算額、前年度繰越額、予備費使用額及び流用等増減額を加除したもの。

※2「『女性活躍加速のための重点方針2015』での関連施策(事業)の通し番号」は、「『女性活躍加速のための重点方針2015』に係る平成28年度予算内容等について(平成28年1月)」での施策の整理上の番号を示す。

※3「『女性活躍加速のための重点方針2016』での関連施策(事業)の通し番号」は、「『女性活躍加速のための重点方針2016』に基づく平成29年度予算案等について(平成29年2月)」での施策の整理上の番号を示す。

「女性活躍加速のための重点方針2017」該当箇所		通し番号 16
大項目	I	I. あらゆる分野における女性の活躍
中項目	1	1. 女性活躍に資する働き方改革の推進
小項目	(3)	(3)テレワークの推進
細項目	—	(3)テレワークの推進 (前略) <u>テレワークを実施する際の労働関係法令の適用等の在り方を示すためのガイドラインを新たに策定し、周知を行うことにより適正な労務管理下における良質なテレワークの普及を図るとともに、サテライトオフィスを活用したモデル事業の実施やテレワーク導入経費の助成等を行う。</u> (後略)
該当施策名 (事業名)	「多様で安心できる働き方」の導入促進事業	
該当施策の背景・目的	テレワークは、地方創生、女性活躍等の様々な観点からテレワークの推進が求められ、企業の生産性向上や雇用創出に結び付くものであるが、テレワークによる働き方が、労働者の勤務時間帯と日常生活時間帯が混在したものとなりやすいことなど労務管理上の課題を理由に事業主がテレワークの導入をためらうことが多い。 また、育児・介護等の理由によって、職場での就労が困難となるおそれがある者にとって、テレワークによる働き方が有効であるにも拘わらず、個人に対する情報提供、実感を持てる機会の提供等が十分でない。 こうした課題に応え、テレワークの更なる普及を図る必要がある。	
該当施策の政策手段の分類		法令・制度改正
	—	税制改正要望
	○	予算
		30年度要求予算額: 19,062 千円
		29年度予算額: 22,457 千円
		28年度歳出予算現額※1 20,209 千円
		28年度決算額: 19,536 千円
		使用割合: 96.7 %
	—	機構定員要求
	—	その他(具体的に)
		—
該当施策概要	・適正な労務管理下における良質なテレワークを普及させるために策定したテレワークのガイドラインを広く周知する。 ・労働者向けのイベントを開催し、働く方に直接テレワークのメリットを訴える。	

「女性活躍加速のための重点方針2015」での関連施策(事業)	関連施策(事業)の通し番号※2		
	184		
「女性活躍加速のための重点方針2016」での関連施策(事業)	関連施策(事業)の通し番号※3		
	8		
「第4次男女共同参画基本計画」での関係分野	主に関係する分野・大項目		
	分野 —大 項目	3－1	M字カーブ問題の解消等に向けたワーク・ライフ・バランス等の実現
	その他関係する分野・大項目等		
	分野 —大 項目	1－1	
担当府省・担当課	厚生労働省 雇用環境・均等局		
	在宅労働課		

※1「予算現額」は、歳出予算額、前年度繰越額、予備費使用額及び流用等増減額を加除したもの。

※2「『女性活躍加速のための重点方針2015』での関連施策(事業)の通し番号」は、「『女性活躍加速のための重点方針2015』に係る平成28年度予算内容等について(平成28年1月)」での施策の整理上の番号を示す。

※3「『女性活躍加速のための重点方針2016』での関連施策(事業)の通し番号」は、「『女性活躍加速のための重点方針2016』に基づく平成29年度予算案等について(平成29年2月)」での施策の整理上の番号を示す。

「女性活躍加速のための重点方針2017」該当箇所		通し番号 18
大項目	I	I. あらゆる分野における女性の活躍
中項目	1	1. 女性活躍に資する働き方改革の推進
小項目	(3)	(3)テレワークの推進
細項目	—	(3)テレワークの推進 (前略) また、テレワークの普及を推進するため、<u>セミナー開催</u>やイベントへの出展、<u>先進事例の収集・広報</u>やセキュリティガイドラインの更新、専門家派遣などを行うとともに、「ふるさとテレワーク」を導入する全国の自治体等に対して、導入経費の補助等を行う。 (後略)
該当施策名 (事業名)	テレワークの普及促進に向けた気運の醸成	
該当施策の背景・目的	テレワークは、地方創生、女性活躍等の様々な観点からテレワークの推進が求められ、企業の生産性向上や雇用創出に結び付くものである。 テレワークをこれから導入しようとする企業等に対しては、そのメリットや好事例を様々な形で発信していくことが有益であるとともに、普及に当たってはテレワークが長時間労働を招かないよう、適正な労務管理下における良質なテレワークを普及・促進していく必要がある。	
該当施策の政策手段の分類	—	法令・制度改正
	—	税制改正要望
	○	予算
		30年度要求予算額: 54,716 千円
		29年度予算額: 49,742 千円
		28年度歳出予算現額※1: 25,302 千円
		28年度決算額: 19,405 千円
		使用割合: 76.7 %
	—	機構定員要求
	—	その他(具体的に)
		—
該当施策概要	・労務管理上の留意点・VDT作業における留意点等について周知するためのセミナーを開催する。 ・テレワークを導入する先進企業等に対し表彰を行い、その取組を企業向けのシンポジウム等を通じて広く周知する。 ・企業トップが、テレワークによる働き方の実現を宣言(以下「テレワーク宣言」という。)し、テレワークを導入する取組を実施。取組内容を周知し、導入促進の波及効果をもたらす。	

「女性活躍加速のための重点方針2015」での関連施策(事業)	関連施策(事業)の通し番号※2		
	184		
「女性活躍加速のための重点方針2016」での関連施策(事業)	関連施策(事業)の通し番号※3		
	11		
「第4次男女共同参画基本計画」での関係分野	主に関係する分野・大項目		
	分野 －大項目	3－1	M字カーブ問題の解消等に向けたワーク・ライフ・バランス等の実現
	その他関係する分野・大項目等		
	分野 －大項目	1－1	
担当府省・担当課	厚生労働省		
	雇用環境・均等局 在宅労働課		

※1「予算現額」は、歳出予算額、前年度繰越額、予備費使用額及び流用等増減額を加除したもの。

※2「『女性活躍加速のための重点方針2015』での関連施策(事業)の通し番号」は、「『女性活躍加速のための重点方針2015』に係る平成28年度予算内容等について(平成28年1月)」での施策の整理上の番号を示す。

※3「『女性活躍加速のための重点方針2016』での関連施策(事業)の通し番号」は、「『女性活躍加速のための重点方針2016』に基づく平成29年度予算案等について(平成29年2月)」での施策の整理上の番号を示す。

「女性活躍加速のための重点方針2017」該当箇所		通し番号 19
大項目	I	I. あらゆる分野における女性の活躍
中項目	1	1. 女性活躍に資する働き方改革の推進
小項目	(3)	(3)テレワークの推進
細項目	—	(3)テレワークの推進 (前略) また、テレワークの普及を推進するため、セミナー開催やイベントへの出展、先進事例の収集・広報やセキュリティガイドラインの更新、専門家派遣などを行うとともに、「ふるさとテレワーク」を導入する全国の自治体等に対して、導入経費の補助等を行う。 (後略)
該当施策名 (事業名)	テレワーク相談センターの設置	
該当施策の背景・目的	テレワークは、地方創生、女性活躍等の様々な観点からテレワークの推進が求められ、企業の生産性向上や雇用創出に結び付くものであるが、テレワークという働き方は、長時間労働につながりやすいことや、企業の労務管理が煩雑となるといった課題もあるため、適正な労務管理下における良質なテレワークを普及・促進していく必要がある。 テレワークの導入に当たっては、労務管理やセキュリティ対策を始め、課題も多いため、テレワークを導入する企業にノウハウを提供することが有効であり、これによってテレワークの支援対策をより一層推進することを目的とする。	
該当施策の政策手段の分類	—	法令・制度改正
	—	税制改正要望
	○	予算
		30年度要求予算額: 32,953 千円
		29年度予算額: 55,775 千円
		28年度歳出予算現額※1: 40,756 千円
		28年度決算額: 30,229 千円
		使用割合: 74.2 %
	—	機構定員要求
	—	その他(具体的に)
該当施策概要	・ テレワークの導入・実施時における労務管理上の課題等について、相談に応える相談センターを設置する。 ・ テレワークの導入を検討する企業に対し、労務管理等に関する訪問によるコンサルティングを実施。	

「女性活躍加速のための重点方針2015」での関連施策(事業)	関連施策(事業)の通し番号※2		
	182		
「女性活躍加速のための重点方針2016」での関連施策(事業)	関連施策(事業)の通し番号※3		
	12		
「第4次男女共同参画基本計画」での関係分野	主に関係する分野・大項目		
	分野 －大項目	3－1	M字カーブ問題の解消等に向けたワーク・ライフ・バランス等の実現
	その他関係する分野・大項目等		
	分野 －大項目	1－1	
担当府省・担当課	厚生労働省 雇用環境・均等局		
	在宅労働課		

※1「予算現額」は、歳出予算額、前年度繰越額、予備費使用額及び流用等増減額を加除したもの。

※2「『女性活躍加速のための重点方針2015』での関連施策(事業)の通し番号」は、「『女性活躍加速のための重点方針2015』に係る平成28年度予算内容等について(平成28年1月)」での施策の整理上の番号を示す。

※3「『女性活躍加速のための重点方針2016』での関連施策(事業)の通し番号」は、「『女性活躍加速のための重点方針2016』に基づく平成29年度予算案等について(平成29年2月)」での施策の整理上の番号を示す。

「女性活躍加速のための重点方針2017」該当箇所		通し番号 23
大項目	I	I. あらゆる分野における女性の活躍
中項目	1	1. 女性活躍に資する働き方改革の推進
小項目	(3)	(3)テレワークの推進
細項目		(3)テレワークの推進 (前略) 加えて、国と地方公共団体とが連携して、企業等に対し、テレワーク導入に係る情報提供、相談・助言等をワンストップで実施する総合的・一体的なテレワーク推進に向けた支援窓口として、「テレワーク推進センター(仮称)」を、国家戦略特別区域会議の下に設置する。 (後略)
該当施策名 (事業名)	国家戦略特区のテレワークに関する援助	
該当施策の背景・目的	テレワークは、地方創生、女性活躍等の様々な観点からテレワークの推進が求められ、企業の生産性向上や雇用創出に結び付くものであるとともに、働く方が育児や介護等を理由とした離職をすることを防ぐことや、高齢の方や障害を持った方に就労機会を提供することが可能となるなど、雇用の安定・継続に資するものである。 平成29年6月16日に成立した改正国家戦略特別区域法においても、「情報通信技術を利用した事業場外勤務の活用のための事業主等に対する援助」について規定されたことを踏まえ、国と地方自治体がそれぞれの強みを活かして、事業主に加えて、広く労働者を対象に、テレワークに係る相談対応や助言等の援助を行う。	
該当施策の政策手段の分類	—	法令・制度改正
	—	税制改正要望
	○	予算
		30年度要求予算額: 56,811 千円
		29年度予算額: - 千円
		28年度歳出予算現額※1: - 千円
		28年度決算額: - 千円
		使用割合: - %
	—	機構定員要求
	—	その他(具体的に)
		-
該当施策概要	地方自治体と連携し、相談窓口を設置するなどして、企業への導入支援や、働く方への情報提供等を実施する。	

「女性活躍加速のための重点方針2015」での関連施策(事業)	関連施策(事業)の通し番号※2		
	-		
「女性活躍加速のための重点方針2016」での関連施策(事業)	関連施策(事業)の通し番号※3		
	-		
「第4次男女共同参画基本計画」での関係分野	主に関係する分野・大項目		
	分野 一大項目	3-1	M字カーブ問題の解消等に向けたワーク・ライフ・バランス等の実現
	その他関係する分野・大項目等		
	分野 一大項目	1-1	
担当府省・担当課	厚生労働省 雇用環境・均等局		
	在宅労働課		

※1「予算現額」は、歳出予算額、前年度繰越額、予備費使用額及び流用等増減額を加除したもの。

※2「『女性活躍加速のための重点方針2015』での関連施策(事業)の通し番号」は、「『女性活躍加速のための重点方針2015』に係る平成28年度予算内容等について(平成28年1月)」での施策の整理上の番号を示す。

※3「『女性活躍加速のための重点方針2016』での関連施策(事業)の通し番号」は、「『女性活躍加速のための重点方針2016』に基づく平成29年度予算案等について(平成29年2月)」での施策の整理上の番号を示す。

平成30年度 雇用型テレワーク普及促進のための施策概要（雇用環境・均等局 在宅労働課）

適正な労務管理下における良質なテレワークの普及促進のため、テレワークガイドラインを活用した企業等の導入支援を行うとともに、引き続き、先進企業の表彰等を通じた気運の醸成やサテライトオフィスの活用方法の検証等を実施する。

1. 多様で安心でできる働き方（テレワーク）の普及促進事業（一部新規）

- ① テレワークガイドラインの周知啓発：平成29年度に刷新したガイドラインの周知（新規）
- ② 労働者向けイベントの開催：働く方に対して、テレワークのメリットを直接実感できるイベントを開催

要求額
19,062千円
(22,457千円)

2. テレワーク等の普及促進事業（サテライトオフィス活用モデル事業）

- 働く方の居住エリアの駅や保育施設に近接した場所にサテライトオフィスを設置、利用を通じて、有効な活用方法を検証するためのモデル事業 **【首都圏に加え、大阪・愛知にも設置予定】**
- 有識者からなる普及促進委員会により、サテライトオフィス運営上の課題等を整理

要求額
289,680千円
(351,122千円)

3. テレワークの普及促進に向けた気運の醸成

- ① 企業向けセミナーの開催：ガイドラインを活用し、労務管理等に関する企業向けセミナーを開催（総務省と連携）
- ② 厚生労働大臣表彰「輝くテレワーク賞」：テレワークの先進企業や、普及に貢献した個人等を表彰（総務省と連携）
- ③ テレワーク宣言応援事業：トップのテレワーク宣言に基づきテレワークを活用した企業の取組周知による普及促進

要求額
54,716千円
(49,742千円)

4. テレワーク相談センターの設置

- テレワーク導入・実施時の課題等について相談に応えるための相談センターを設置
- 専門家による訪問コンサルティングを実施

要求額
32,953千円
(55,775千円)

5. 国家戦略特区のテレワークに関する援助（新規）

- 改正国家戦略特別区域法に基づき、国家戦略特別区域において、国と地方自治体が連携し、企業にテレワークの積極的な導入を促し、雇用の安定・継続の実現を図る **【支援センター3拠点の設置】**

要求額
56,811千円
(0千円)

6. 時間外労働等改善助成金（テレワークコース） ※職場意識改善助成金より改称

- テレワークを新規で導入または拡充しようとする中小企業事業主に対して、導入経費を助成
- 平成30年度からは支給上限を拡大（予定） **【1人あたり上限額(15万円→20万円)増】**

要求額
113,400千円
(72,000千円)